

会員企業等との契約に関する規定

本協会が受託した事業に関して、会員企業等[※]と委託契約を締結する場合、利益相反の防止の観点から、下記の点を遵守すること。

※会員企業等とは、会員が所属する企業・団体、法人賛助会員、個人会員を指す。

第1条 委託候補先の公募

- ・原則、会員に対して協会受託事業の内容を公表し、受託希望会員企業等を公募すること。ただし、専門性、地域性等から、特定の会員企業等への委託が妥当と判断され、その理由を明確にした場合は、この限りではない。

第2条 委託先・委託契約内容の理事会承認

- ・委託先の選定に当たっては、理事会での承認を経ること。なお、理事の中に、受託候補会員企業等が含まれる場合は、その理事は、審議に参加しないこととする。
- ・委託契約に先立って、委託契約内容について、理事会での承認を得ることとする。

第3条 監視体制の強化

- ・常務理事1名をコンプライアント担当理事に選任し、コンプライアンス担当理事の元に、監視委員会を設置し、本協会の受託事業に関して定期的に監視する。
- ・なお、同委員会は、会長、副会長、専務理事、常務理事の4役で構成するものとする。

(改 廃)

第4条 改廃

- ・この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 2023年2月16日 施行 (2023年2月15日理事会決議)

2024年3月28日 改訂 (2023年12月10日理事会決議)